

茅ヶ崎市実施計画 2030 策定について（案）

1. 実施計画 2030 の位置づけ

(1) 計画の名称

「茅ヶ崎市実施計画 2030」（以下、「実施計画 2030」）とします。

(2) 計画期間

令和 8(2026)年度から令和 12(2030)年度までの 5 年間を計画期間とします。

(3) 実施計画 2030 と総合計画の関係

実施計画は茅ヶ崎市総合計画（令和元年策定）に位置付けた将来都市像と政策目標を具体的に推進するための実行計画です。実施計画 2030 は茅ヶ崎市総合計画（以下、「総合計画」）の後期 5 年間の実行計画として、全ての政策分野を対象として市全体の取り組みを網羅的に捉え、財政見通しとの調整を図った上で、短・中期的に市が重点的に推進する事項を示す機能を有します。



図 1 総合計画と実施計画の関係

2. 実施計画 2030 の策定・運用の方法

(1) 策定・運用の基本的考え方

茅ヶ崎市実施計画 2025（以下、「実施計画 2025」）では、各年度の予算編成過程においては歳出削減と歳入増加に取り組んだ上で、優先度の高い事業から順次実施することとし、合わせて計画期間中に追加される事業についても同様に運用してきました。このような運用により計画の冗長性を確保し、社会情勢を踏まえた柔軟な運用が可能であったという特徴を有しています。また実施計画 2025 は、市がどのような取り組みを進めるかを市民に分かりやすく示すことを意識して計画図書を作成してきました。

実施計画 2030 の計画期間中にも社会は様々に変化し、それに対して柔軟な行政運営を行ことのできる仕組みを構築する必要があり、また市民ニーズがますます多様化する中で、市がどのような取り組みを実施するかを市民に示すことは益々必要です。実施計画 2030 では、実施計画 2025 の特徴であった柔軟性・冗長性のある計画、市民に理解しやすい計画の 2 点を基本として、計画の策定、運用を行います。

## (2) 実施計画 2030 の対象事業

実施計画 2030 に位置付ける事業（以下、「実施計画事業」）は、実施計画 2025 の考え方を継承することを基本とし、本市が任意で行う事業、その事業の実施方法に裁量の余地のある事業で次に掲げるものを対象とします。

表 1 実施計画 2030 で対象とする実施計画事業

① 新規に実施する任意・裁量のある取り組み
② 継続して実施している任意・裁量ある取り組みのうち次に掲げるもの
• 取り組みの拡充を行うもの
• 実施計画 2025 で実施計画事業として位置付けられているもの
• 本市が独自に実施しているものや他自治体に比べ先進性のあるもの
③ 公共施設や土木インフラの整備や大規模改修、設備更新等の普通建設事業
④ 任意・裁量のある計画の策定、改定、廃止に関する取り組み
⑤ その他市民生活に大きな影響を及ぼすことが想定される取り組み

## (3) 社会情勢の変化に柔軟に対応できる計画

実施計画 2030 は 5 年間に計画期間としており、社会情勢の変化に応じて、策定時には予見しきれなかった取り組みを実施する必要性が高まることも想定されます。そのような計画策定後の社会情勢の変化に柔軟に対応できるようにするため、実施計画 2030 では計画策定時に設定した実施計画事業を硬直的に運用するのではなく、優先度をつけた上で必要性の高い実施計画事業は追加し、又は効果の低い実施計画事業は計画期間中であっても見直しできる柔軟性を有した、冗長性のある計画としていきます。

## (4) 事業の優先度と財政見通しとの調整

実施計画 2030 の計画期間中は厳しい財政状況が予想されますが、一方で総合計画に掲げる笑顔と活力にあふれるまちとなるためには、単にこれまでの取り組みを継続するだけではなく、時代の変化に合わせて必要な取り組みを着実に実施することが重要です。一つでも多くの実施計画事業を実現しするために、これまで以上に歳入増加と歳出削減に取り組み、実施計画事業に充当できる財源を生み出していくことが必要です。

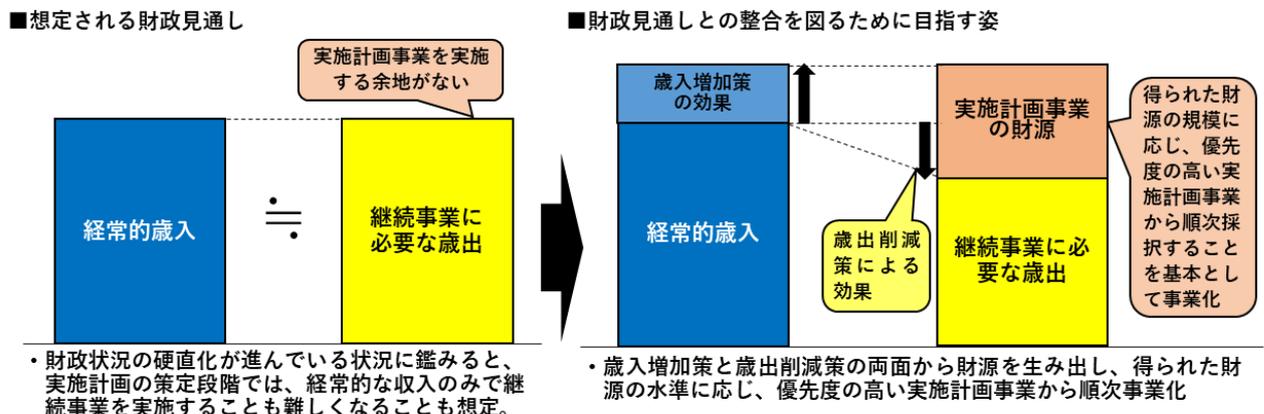


図 2 財政見直しとの調整方法

実施計画 2030 では、実施計画 2025 に引き続き各年度の予算編成では実施計画事業に充当できる財源の規模に応じ、中長期的な財政見通しを踏まえた上で、優先度の高い実施計画事業から順次実施することを基本に実施計画を運用します。

(5) 社会情勢や市民ニーズの変化に合わせた既存事業の見直し

社会情勢や市民ニーズは常に変化しており、市の取り組みもそれに応じて変化させていく必要があります。新たな市民ニーズの発生に対して新規に事業を実施することも必要ですし、併せて既存の事業で市民ニーズに沿わなくなった事業や効果が限定的な事業等は見直し、既存事業の見直しにより実施計画事業に投資する行政経営資源を多く確保することが必要です。既存事業の見直しにあたっては、業務改革や意識改革をとおして投入できる行政経営資源を生み出していくことを目指す茅ヶ崎市行財政経営改善戦略と連携しながら取り組みを進めます。

3. 実施計画 2030 で位置づける取り組み

(1) 実施計画 2030 に位置付ける取り組みの基本的考え方

実施計画 2030 の施策目標、実施計画事業、重点戦略は、令和 6 年度に実施している総合計画の中間評価で示された課題や今後の社会情勢の変化、加えて総合計画や実施計画 2025 でこれまで進めてきた取り組みの効果や継続の必要性を踏まえ検討していきます。

(2) 今後の社会情勢と総合計画の中間評価

[人口動態]

令和 4 年に本市が実施した人口推計では、本市の人口は令和 7 年をピークとして減少に転じることが推計されていました。実数の推移では令和 6 年 1 月の 245,728 人をピークとし、その後ゆっくりと人口は減少しています。また、人口の構成は介護が必要な層の多い 75 歳以上は増加しますが、14 歳未満の年少人口、15 から 64 歳の生産年齢人口は着実に減少し、少子高齢化・生産年齢人口減少といった状況に変化し、このような人口動態に対応しながら行政サービスを継続していくことが必要です。

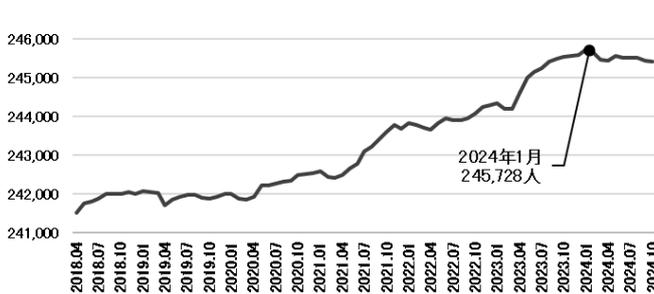


図 3 茅ヶ崎市の人口の推移

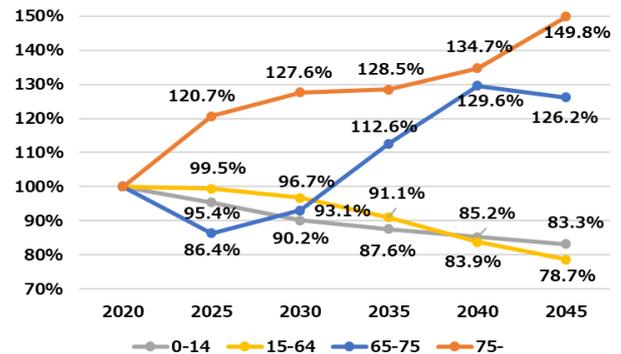


図 4 2020年を100%とした場合の今後の各年齢層の増減率 (出典：茅ヶ崎市人口推計)

### [総合計画の中間評価]

実施計画 2030 を策定するにあたり、上位計画である総合計画のこれまでの進捗と今後の進め方について検証するために総合計画の中間評価（以下、「中間評価」）を令和 6 年度に実施しました。中間評価では、総合計画で位置づけた 8 つの政策目標の実現に向けて取り組みは進んでおり、今後も現在の総合計画を継続し、政策目標の実現を図っていくこととしています。一方で、政策目標の実現に向けた施策推進の方法に関して、生産年齢人口の減少に伴う人手不足や DX の必要性等が課題として挙がっており、実施計画 2030 の策定にあたってはこれら中間評価で挙げられた点に留意して施策体系や個別の実施計画事業を検討することとしています。

### (3) 重点戦略のイメージ

実施計画 2025 では「人々が交流し、にぎわいがある『活力あふれる』まちづくり」、「社会課題に対応できる『強く、やさしい』まちづくり」、「将来も笑顔で暮らせる『持続可能な』まちづくり」の 3 点を重点戦略として設定し、コロナ禍前以上に活力と魅力に満ちたまちとなるよう重点戦略を中心に取り組みを進めてきました。

実施計画 2030 の重点戦略は、人口は減少期であっても元気なまちを創っていくことに資する取り組みとし、施策の内容の視点とその実現に向けた手法の視点の両面から今後の策定プロセスの中で詳細に検討していきます。施策内容の視点では、人口減少や少子高齢化に伴って発生が予見される「直近の課題への対応」、元気なまちを創るための「このまちの強みの強化」、そして計画期間以降でもこのまちが持続可能であるための「2030 年の先を見据えた対策」の 3 点を中心に検討していくことが重要と考えています。

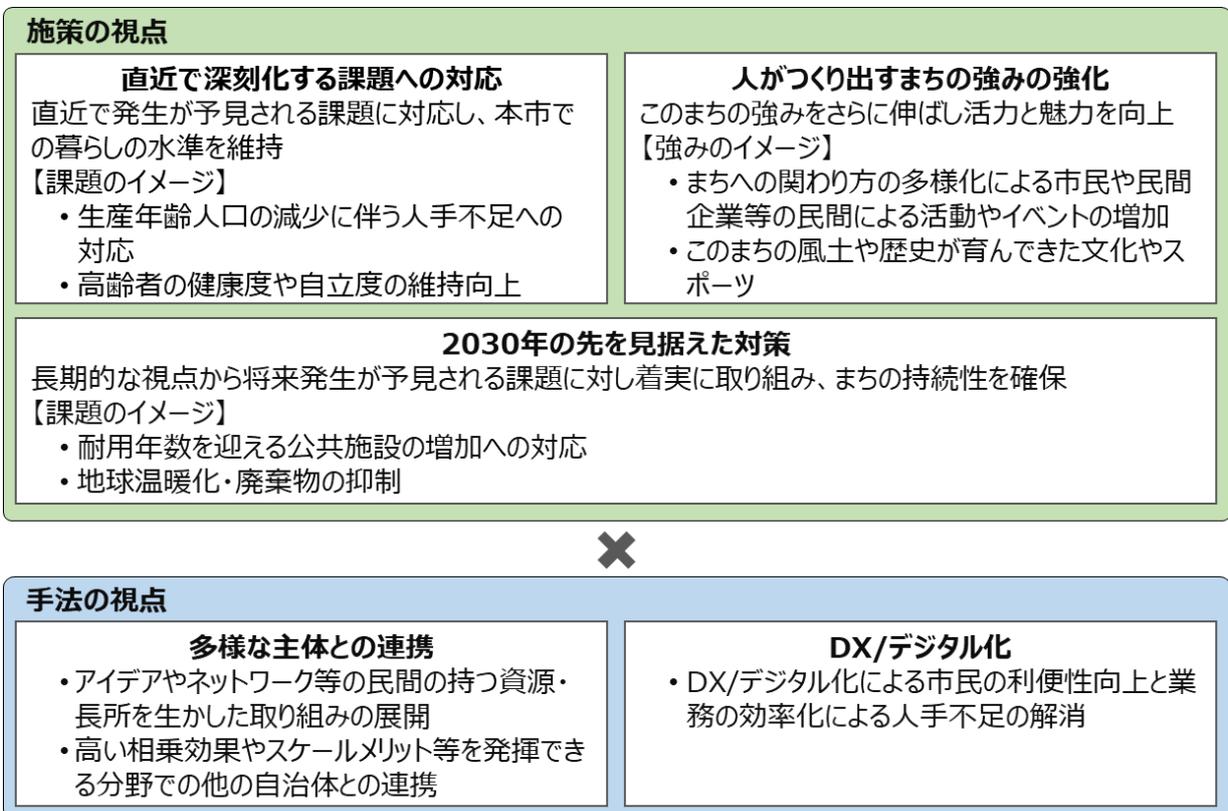


図 5 実施計画 2030 の重点戦略を検討にあたっての視点

また手法の視点では、様々な価値観を持つ多様な主体によりこのまちが創られ、魅力的なまちとなるよう「多様な主体との連携」と、人手不足な中で少ない人数で効率的にサービスを提供するための「DX/デジタル化」を中心に検討していくことが重要と考えています。

#### 4. 策定の進め方

実施計画 2030 の策定にあたっては、附属機関である総合計画審議会や市民との意見交換会、パブリックコメントで計画の骨子や素案について意見を求め、計画への反映を図ります。より多くの市民の意見を踏まえた計画となるよう、市民との意見交換会の実施にあたっては SNS 等でも周知し、多くの市民意見の聴取に努めます。策定までのスケジュールは、次の通り進めることを予定しています。

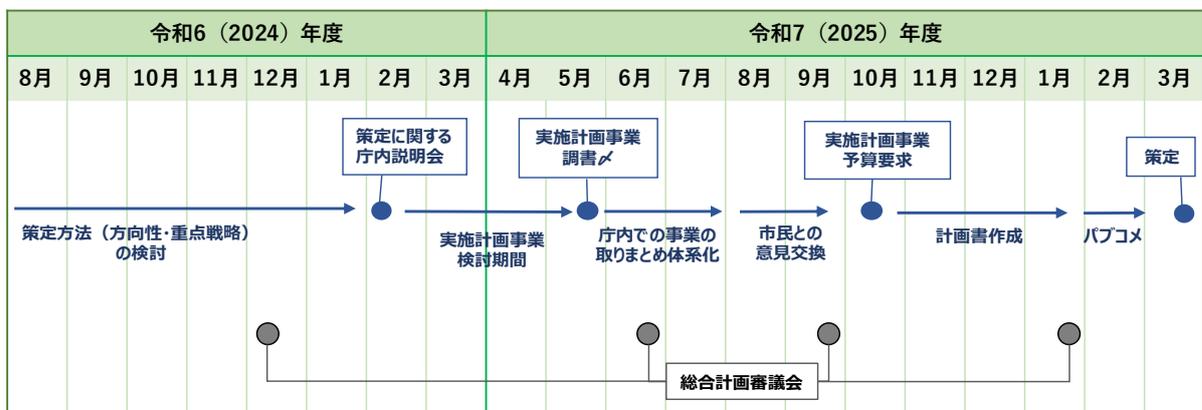


図 6 実施計画 2030 の策定スケジュール